

令和元年 5月29日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、熱海建設株式会社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：馬場、補佐：児島

TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
熱海建設株式会社	宮城県仙台市青葉区錦町1-1-31

2 指名停止措置期間：令和元年 5月29日～令和元年 6月28日（1ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

熱海建設株式会社は、宮城県発注の「寒風沢農地復旧除塩及び海岸復旧工事」に関し、宮城県塩竈市浦戸寒風沢字小峯の現場隣接地において、廃棄物である木くず等を焼却したとして、平成30年12月19日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により熱海建設（株）及び同社の使用人2名が起訴され、同月25日、仙台簡易裁判所からそれぞれ罰金の略式命令を受けた。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表2第16号に該当する。

このことから、本件については1ヶ月の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別領別表2第16号

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 16. 代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内